

岩手沿岸南部広域環境組合職員の条件付採用の期間の延長に関する規則

令和 2年 3月19日 規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条及び第22条の2第7項の規定に基づき、職員の条件付採用の期間の延長に関し必要な事項を定めるものとする。

(条件付採用の期間の延長)

第2条 職員の条件付採用の期間の延長に関しては、釜石市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則（令和元年釜石市規則第10号）の例による。

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、職員の条件付採用の期間の延長に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。